



令和8年度 就学相談のしおり



諫早市教育委員会 学校教育課

連絡先：諫早市教育委員会学校教育課 0957-22-1500

はじめに

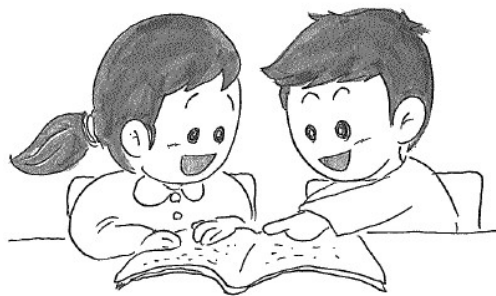
保護者の皆様へ

～子どもたちの健やかな成長を支えるために～

諫早市教育委員会では、お子さまが安心して学校生活を送ることができるよう就学相談を実施しております。就学相談の過程においては、保護者の了承を得たうえで、在籍する幼稚園や保育所（園）、認定こども園等（以下、「幼稚園等」という。）を訪問し、お子さまの活動の様子を参観したり、個別の就学相談の際、小学校や特別支援学校に関する情報を提供したりします。

この「就学相談のしおり」は、保護者の皆様の就学に向けた不安をやわらげ、疑問にお応えするために作成いたしました。目を通していただくことにより、就学相談の進め方や特別支援教育の現状についてご理解いただけるものと存じます。

諫早市教育委員会といたしましては、就学相談をお子さまの健やかな成長を支えていくための一つのステップととらえておりますので、就学後も必要に応じて相談をお受けいたします。どうぞ、保護者の皆様のご理解をお願い申し上げます。



諫早市教育委員会

< 目次 >

はじめに

目次

- 1 何のために就学相談をするのですか？ …………… 1
- 2 就学相談ではどんな内容を話し合いますか？ …………… 1
- 3 どんな学校・学級がありますか？ …………… 2
- 4 就学先を選ぶうえで考えておくことは何ですか？ ……… 4
- 5 就学相談の流れはどうなっていますか？ …………… 7

資料編

- (1) 障害の程度と教育措置 …………… 10
- (2) 諫早市立小学校 特別支援学級等一覧 …………… 13

1 何のために就学相談をするのですか？

子どもたちの教育的ニーズは一人一人異なります。子どもたちの健やかな成長を支えるためには、これらのニーズを十分に把握し、適切な教育的支援をすることが大変重要です。そのためには、保護者からお子さまの生育歴をお聞きしたり、幼稚園等での生活や活動の様子を観察したり、発達検査や診断など専門医から資料をいただいたりして、お子さまの教育的ニーズをできるだけ正確に把握することが必要になってきます。

また、就学相談をとおして、就学前にお子さまの必要な支援や学習環境を把握することができれば、スロープや手すりの設置、トイレの改修など、早期に学校の支援体制を整えやすくなります。昨今では、「ネットワークで子どもたちを支えよう」という観点からも、障害のある子どもたちへの教育的支援にあたっては、学校と保護者だけでなく、医療機関、福祉機関、幼稚園等の連携や協力が大切です。就学相談をこのネットワーク窓口の一つとして活用していただければ幸いです。

2 就学相談ではどんな内容を話し合いますか？

就学相談では、お子さまの実態を把握するために、具体的に、次のような質問をさせていただいています。

(1) これまでの様子について

- ・ 1歳6か月児健診や3歳児健診、5歳児巡回相談の折に心配なことはありませんでしたか？また、その際医療等専門機関に相談されましたか？
- ・ 大きな病気や手術等をしたことはありませんか？
- ・ 医療機関での主治医の見立てや、検査結果はいかがでしたか？
- ・ 療育機関での指導の経過はいかがでしたか？

など

(2) 家庭や幼稚園等での生活について

- ・ 衣服の着脱や食事、排泄などの基本的な生活習慣は身につけていますか？
- ・ 大人や友達との関わりや遊びの様子はいかがですか？
- ・ 幼稚園等での行事や集団活動の様子はいかがですか？
- ・ 家庭で苦労なさっているところや気になることはありませんか？

など

(3) 現段階での希望する就学先について

- ・ 就学を希望する学校や学級が具体的にありますか？
- ・ 就学にあたり学校に配慮や支援してほしいことはありませんか？
- ・ 就学までに見学を希望する学校や学級はありますか？

など

<ポイント1> 就学相談に備え、準備しておくことは？

- ・相談員に話しておきたいことや伝えておきたいこと等はメモにまとめておくと、当日、言い忘れることがありません。
- ・通院している病院名や主治医の名前、通所している療育機関、幼稚園等への通園期間なども事前に確認をお願いします。
- ・**母子健康手帳**や**身体障害者手帳**、**療育手帳**、**診断書**、**検査の結果等の情報提供書**などをお持ちの場合は、ご持参いただくとより具体的な相談ができます。

3 どんな学校・学級がありますか？

障害のある子どもたちが、実際に就学している学校や学級について説明いたします。

(1) 小学校（通常の学級）

- ・小学校1年生の1学級定員数は、**30人**です（県の基準）。
- ・学校によっては、ティーム・ティーチングによる指導や特別支援教育補助員の配置による支援が行われています。
- ・通常の学級に在籍する障害のある子どもについても、一人一人の実態に応じて、指導内容や指導方法の工夫に努めています。

(2) 小学校（通級指導教室）

- ・言語障害、LD・ADHD、情緒障害等があり、通常の学級での学習に概ね参加できる児童が対象です。
- ・地域の小学校に在籍しながら、週に1回程度の割合で通級指導教室の設置校で個別、または、小集団による指導を受けるシステムです。
- ・通級する時間帯によっては、在籍校での授業が一部受けられない場合がありますが、欠席扱いにはなりません。
- ・他校の通級指導教室を受ける場合、学校との往復では保護者による送迎が必要です。

【通級指導教室設置校】

<言語障害> 諫早小学校 <情緒障害> 北諫早小学校
<LD・ADHD> 上山小学校・西諫早小学校
の4校に設置されています。

(3) 小学校（特別支援学級）

- ・知的障害、自閉症・情緒障害、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童が対象です。
- ・少人数学級の中で個別の指導計画に基づいて指導及び支援が受けられます。（細やかな支援が受けられます。）
- ・1学級の定数は**最大8人**で、9人以上になると、2学級になります。
- ・お子さまの実態に応じて、通常の学級との交流及び共同学習を実施します。

- ・市内の小学校には、次のような特別支援学級を設置しています。
知的障害特別支援学級 24校 自閉症・情緒障害特別支援学級 25校
肢体不自由特別支援学級 3校 難聴特別支援学級 3校
言語障害特別支援学級 0校 弱視特別支援学級 1校
病弱・身体虚弱特別支援学級 2校

※どの障害種の学級で学ぶかは、医師による診断の有無、各種発達検査の結果、幼稚園等及び療育施設での活動の様子、学校見学時の様子等、お子さまの実態や教育的ニーズを客観的・総合的に把握し、諫早市教育支援委員会で審議し決定いたします。
詳しくは、特別支援学級等一覧（資料2:p13～14）をご覧ください。

<ポイント2> 校区の小学校に特別支援学級がない場合は？

- ・ 原則として校区の小学校に通います。校区に特別支援学級がない場合は、新たに特別支援学級を設置できますが、自宅から近い特別支援学級のある小学校に通っていただくこともできます。（就学校変更）この場合、特別支援教育就学奨励費（ポイント5参照）を受けることができます。
- ・ 校区の学校に希望する特別支援学級が設置されていない場合は、担当職員にご相談ください。
- ・ 特別支援学級は、在籍児童がいない場合は休級になりますが、復級に当たっては、1人でも入級希望者があれば、次年度から特別支援学級を設置することが可能です。

※就学校変更：就学校区以外の学校への就学については諫早市教育委員会学校教育課に連絡や問い合わせをお願いします。（TEL 0957-22-1500）

（4）特別支援学校

- ・ 1学級の定数は6人で、7人以上になると、2学級になります。また、重複障害（知的障害と肢体不自由を併せ有する場合など）児童の場合、定員は3人です。児童の障害や実態に応じた専門的な指導及び支援が可能です。
- ・ 施設設備が充実しており、特別支援教育の専門的な知識を有した教員が配置されています。
- ・ 幼稚部（盲・ろう）・小学部・中学部・高等部がありますので、12～15年間の長期的な視点に立って一貫した教育が受けられます。（高等部は入学者選考検査を実施）
- ・ 通学が困難な子どもたちのために、教員が家庭や施設等を訪問して授業を行う 訪問教育が実施されている学校があります。また、病弱特別支援学校では、病室に教員が出向いての授業（ベッドサイド授業）が行われています。
- ・ 諫早市内には、県立諫早特別支援学校（肢体不自由：小・中・高）、県立諫早東特別支援学校（肢体不自由・病弱：小・中）、県立希望が丘高等特別支援学校（知的障害：高）があります。

- ・その他、大村市に県立虹の原特別支援学校（知的障害：小・中・高）、県立大村特別支援学校（病弱：小・中）、ろう学校（聴覚障害：幼・小・中・高）、川棚町に県立川棚特別支援学校（知的障害：小・中・高）桜が丘特別支援学校（病弱・肢体不自由：小・中・高）があります。

＜ポイント3＞ 「就学猶予」を希望する場合は？

- ・病弱、発育不全、その他やむを得ない事由で就学が困難と認められる場合には、就学が猶予されますが、児童の教育を受ける権利との関係から慎重に対応しています。その際には以下のような条件を満たす必要があります。いずれの場合も医師の診断書が必要です。
 - ①極低出生体重児のうち、本来の出産であれば、次年度就学になる予定の児童であり、発育不完全な場合。
 - ②病弱幼児・児童で教育よりも医療措置を優先する必要がある場合。

＜ポイント4＞ 特別支援学校への就学対象児とは？

- ・平成25年8月、学校教育法施行令が改正されました。
- ・障害がある就学予定の子どものうち、第22条3（資料1）に該当する子どもについては、諫早市教育委員会が、その子どもの障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域の小学校における教育の体制・整備の状況、その他の事情について十分考慮し、長崎県が設置する特別支援学校に就学させることが適切であると認める子どもが特別支援学校への就学対象となります。「手厚い支援が受けられるから」という理由で、誰もが特別支援学校に就学できるわけではありません。幼稚園等での生活や医療機関等からの情報をもとに、保護者と市教委が十分に話し合い、特別支援学校で教育を受けることがお子さまにとって適切かどうか判断することが大切です。

4 就学先を選ぶうえで考えておくことは何ですか？

お子さまにとって、どのような支援や環境が必要か、以下の点について、ご家族で十分にご検討ください。

（1）学級人数（教員1人当たりの子どもの数）や適切な教室環境

- ・小学校1年生における通常の学級の定員は30人、特別支援学級は8人、特別支援学校では6人または3人（重複障害）となっています。
- ・多人数でも何とか適応できる子どもたちもいれば、広い教室や多人数の中では、適応が困難な子どもたちもいます。

(2) 指導内容や個に応じた指導はどうか。

- 通常の学級では、基本的には、集団における一斉指導が中心です。また、指導内容も、検定教科書を使って当該学年の教育課程（カリキュラム）に従って授業が進められていきます。
- 特別支援学級では、一人一人の実態に応じて個別の指導計画を作成することができます。国語や算数の教科指導だけでなく、障害の改善・克服をめざした自立活動の指導も取り入れながら指導内容を計画します。

(3) 特別支援学校の教育

- 特別支援学校は（幼）小・中・高まで連続性のある教育を行っています。学校の教育目標に向かって、全ての学部が連携して指導や支援に当たっています。（幼稚部→）小学部→中学部→高等部と個々の実態に応じた指導が引き継がれますので、指導に一貫性があります。
- 特別支援学校の場所によっては、遠距離になる学校もありますので、スクールバスや公共交通機関を利用したり、自家用車で送迎したりして通学することになります。
- 特別支援学校の中には、医療機関が隣接されているところもあります（諫早東特別支援学校）。
- 遠距離で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置している特別支援学校もあります。（盲学校、ろう学校、諫早特別支援学校、虹の原特別支援学校、大村特別支援学校）

＜ポイント5＞ 特別支援教育就学奨励費について

- 特別支援学級や特別支援学校に就学する場合には、就学奨励費が適用されます。これは、学用品や通学用品、入学時の準備品、校外活動や修学旅行などの費用を援助するもので、保護者の所得に応じて支給されます。手続きについては、入学後に学校から説明があります。入学に向けて購入した準備品については、領収書またはレシートを保管しておかれるようお勧めします。

※諫早市で就学援助を受けている場合は、同時に受給できません。

<ポイント6> 実際に学校・学級見学をしてから就学先を決めましょう！

- ・ 校内外の環境や学校生活の様子はどうか、また、指導方針や学校の雰囲気なども就学先を選ぶ際の大事な要素です。実際に授業や生活の様子を参観したり学校又は教員の説明を聞いてみたりしてはいかがでしょうか。
- ・ 市立小・中学校の学校見学については、直接学校に連絡をして日程の調整をお願いします。また、特別支援学校については、学校公開日（オープンスクール等）が設けられていますので、ホームページや学校に直接お申し込みください。なお、状況に応じて個別に見学を申し込むことも可能です。

<ポイント7> 学びの場は、お子さまの成長に応じて変更できます！

- ・ 就学時に決定した「学びの場」は、固定ではなく、お子さまの学習や発達の様子、集団適応の状況等について、保護者、学校、教育委員会、医療・療育機関等で検討し、必要に応じて柔軟に転学・措置変更することができます。例えば、特別支援学校に就学したお子さまが、特別支援学級でも十分に生活できるほど成長し、校区の小学校に転学したケース、特別支援学級で適切な指導・支援を受け、コミュニケーション能力が高まり、当該学年の学習内容が習得できるようになったため通常の学級に措置変更をしたケースもあります。
- ・ 通級指導教室は年度の途中でも入級できるようになっています。



5 就学相談の流れは、どうなっていますか？

5月 幼稚園・保育所（園）・認定こども園訪問

↓
市教育委員会の就学相談担当者が、幼稚園等の先生方から効果的な支援方法や、指導にあたり配慮されていることなどについて、お話を伺います。

6月～10月 就学相談（個別相談1回目）

↓
就学相談を受けたいと希望される保護者の方は、諫早市電子申請サービスよりお申し込みください。就学相談は、随時受け付けています。第1回目の相談では、主にお子さまの生育歴や、医療・療育などについて話を伺います。また、その時点での保護者の願いや学びの場の希望もお聞きします。

6月～学校・学級見学

↓
校区や就学を希望する小学校、特別支援学校の授業や生活の様子を見学したり、教員と会って話をしたりすることで学校の指導方針や教室の雰囲気を感じ取ったりすることも就学先を選ぶ際の大切な要素です。また、学校までの距離や登下校にかかる時間など具体的なことも尋ねてみるとよいでしょう。学校・学級見学は随時受け付けておりますが、早い時期に見学することをお勧めします。
担当者からも見学の意向をお伝えしますが、見学したい学校(教頭)に直接電話連絡をして、日程調整をしてください。

8月～12月 就学相談（個別相談2回目以降）

↓
2回目以降は、具体的な就学先や就学後の支援や配慮事項等について、具体的に相談を進めていきます。
次年度からの教員配置や施設等の改修など準備期間を考慮し、県教育委員会に報告しなければなりませんので、11月中旬までには就学先についての最終的な意向確認を伝えてください。
就学相談と併せて、必要な場合は、幼稚園等の参観をさせていただくことがあります。

10月 就学時健康診断（校区の学校にて）

↓
校区の小学校等で、来年度就学予定の全幼児を対象に就学時健康診断を実施いたします。期日については、後日、市教育委員会から通知いたします。就学時健康診断は、医師による健康診断を受ける機会であると同時に、お子さまの実態を直接学校に知っても

らう良い機会ですので、必ず受診ください。
また、当日は就学相談員との個別の教育相談が可能です。適切な指導・支援を行うためには、お子さまの実態や特性を学校に理解してもらうことが重要ですので積極的に教育相談を希望してください。
校区の学校で健康診断が受けられない場合は、近隣の学校等で受診できます。都合がつかない保護者の方は、早めに諫早市教育委員会学校教育課まで変更を希望される日程や場所をお知らせください。

5月～12月 教育支援委員会（年5回開催）

市教育委員会の審議機関です。学識経験者、医師、福祉関係者、教員等で構成されています。お子さまの就学先や就学後の支援や配慮事項などについてそれぞれの専門の立場から意見を伺います。最終的な就学先については、この教育支援委員会の意見と保護者の希望を踏まえ、合意形成を図りながら市教育委員会で決定することになります。
なお、平成14年9月から、法令により各市町村は障害のある児童生徒の就学にあたり、専門家の意見を聴くことが義務付けられています。

1月末日から2月上旬ごろまでに 就学通知の発送

市立の小学校へ就学する場合は、市教育委員会から「入学通知書」を郵送によりお届けします。
特別支援学校へ就学する場合は、県教育委員会の「就学通知書」を諫早市教育委員会から郵送によりお届けします。

2月 学校説明会

各学校で日程を定めて保護者に郵送でお知らせいたします。詳しくは直接学校にお尋ねください。なお、校区と異なる学校の説明会に参加を希望される場合や、就学先変更を予定されている方も、該当の学校に直接ご相談、ご連絡ください。

4月 就学

入学式への参加や就学後の具体的な指導・支援について不安がある場合は、事前に学校と話し合わせておくことをお勧めします。

資 料

(1) 障害の程度と教育措置 (資料1)

(2) 令和8年度諫早市立小学校 特別支援学級等一覧
(資料2)

障害の程度と教育措置（資料１） 学校教育法施行令 第22条の3
25文科初第756号より

<視覚障害>

特別支援学校 （視覚障害）	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
弱視 特別支援学級	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
通級による指導※ （弱視）	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

<聴覚障害>

特別支援学校 （聴覚障害）	両耳の聴力レベルが概ね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
難聴 特別支援学級	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
通級指導教室※ （難聴）	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

<知的障害>

特別支援学校 （知的障害）	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
知的障害 特別支援学級	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

< 肢体不自由 >

特別支援学校 (肢体不自由)	<ul style="list-style-type: none"> 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状況が前号に掲げる程度に達しないもののうち常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
肢体不自由 特別支援学級	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
通級による指導 ※ (肢体不自由)	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

< 病弱・身体虚弱 >

特別支援学校 (病弱)	<ul style="list-style-type: none"> 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
病弱・身体虚弱 特別支援学級	<ul style="list-style-type: none"> 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
通級による指導 ※ (病弱・身体虚弱)	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

< 言語障害 >

言語障害 ※ 特別支援学級	口蓋裂、構音器官のまひ等、器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではないものに限る。）で、その程度が著しいもの
通級による指導 (言語障害)	口蓋裂、構音器官のまひ等、器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではないものに限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

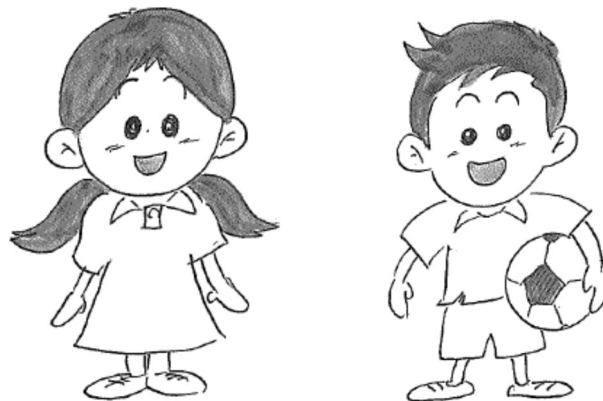
<自閉症・情緒障害>

自閉症・情緒障害 特別支援学級	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも
通級による指導※ (自閉症)	自閉症又はそれに類する者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
通級による指導 (情緒障害)	主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

<LD・ADHD>

通級による指導 (LD)	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
通級による指導 (ADHD)	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

- ◎※印がついている学級・教室は、現在諫早市には設置されていません。
- ◎視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- ◎聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。



令和8年度 諫早市立小学校 特別支援学級等一覧（資料2）

R8.4.1 現在

学校名	種別	在籍数	所在地	電話番号
諫早小	知的	3	諫早市仲沖町457-4	22-0499
	情緒（2学級）	1 1		
	病弱・身体虚弱 通級指導教室（言語）	1 2 1		
北諫早小	知的（2学級）	1 0	諫早市金谷町1-1	22-2213
	情緒（3学級）	1 8		
	通級指導教室（情緒）	1 5		
小野小	知的	4	諫早市宗方町365	22-0497
	情緒	6		
有喜小	知的	3	諫早市有喜町800	28-2004
	情緒	3		
真津山小	知的	7	諫早市貝津町715-2	26-1473
	情緒（3学級）	2 0		
	肢体不自由 難聴	1 1		
本野小	知的	3	諫早市本野町94	25-9330
	情緒	1		
長田小	知的	5	諫早市西里町800	23-9010
	情緒	3		
上諫早小	知的	1	諫早市本明町99-2	26-0467
	情緒	5		
	肢体不自由	1		
	弱視	1		
小栗小	知的	7	諫早市小川町9	22-0541
	情緒（2学級）	1 3		
	肢体不自由	1		
真崎小	知的	2	諫早市白岩町3-1	26-1202
	情緒	3		
みはる台小	知的	5	諫早市平山町200	22-0955
	情緒	4		
御館山小	知的（2学級）	1 0	諫早市西栄田町1250-4	26-1129
	情緒（3学級）	1 7		
	難聴	1		
上山小	知的	5	諫早市西小路町1031-1	22-0211
	情緒（2学級）	1 0		
	通級指導教室（LD・ADHD）	1 2		
西諫早小	知的（2学級）	9	諫早市馬渡町3	26-6923
	情緒（3学級）	1 9		
	通級指導教室（LD・ADHD）	1 5		
真城小	知的	1	諫早市真崎町1037-3	26-8700
	情緒（2学級）	1 3		

喜々津小	知的	6	諫早市多良見町中里27	43-0018
	情緒（2学級）	1 1		
喜々津東小	知的	8	諫早市多良見町シーサイド1-286	43-4343
	情緒（2学級）	1 1		
大草小	知的	1	諫早市多良見町野副59	43-1231
	情緒	2		
伊木カ小	知的	0	諫早市多良見町舟津1107-1	44-1022
	情緒	0		
森山西小	知的	3	諫早市森山町下井牟田473-1	35-2244
	情緒	4		
森山東小	知的	6	諫早市森山町杉谷2343	36-1006
	情緒	3		
飯盛西小	知的	0	諫早市飯盛町里620	49-1011
	情緒	4		
飯盛東小	知的	5	諫早市飯盛町中山653	48-0012
	情緒（2学級）	1 2		
高来西小	知的	3	諫早市高来町峰50-1	32-2134
	情緒（2学級）	1 0		
湯江小	知的	3	諫早市高来町三部壱553	32-2427
	情緒（2学級）	1 5		
	病弱・身体虚弱	1		
小長井小	知的	4	諫早市小長井町小川原浦958	34-2002
	情緒	3		
	難聴	1		

